

浄化槽法 及び 浄化槽法施行規則 における「浄化槽の保守点検及び清掃等」に関する条文を社会状況に対応した内容への改訂を求める意見書

法令等によると、浄化槽の人槽算定は、JIS規格（JIS A3302-2000）「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」により規定され、一般的な住居専用住宅の場合、居住人員数には関係なく床面積により5人槽又は7人槽の浄化槽が設置されることとなります。また、浄化槽の保守点検及び清掃に関しては、「浄化槽法」及び「浄化槽法施行規則」により、実際の住居人数に係わらず浄化槽の保守点検及び清掃頻度が画一的に規定されています。

一方で、日本の総人口が減少に転じる前から、地方都市においては人口減少が始まり、一世帯あたりの人数が減り続けています。この状況は、中山間地や農村部だけではなく、市街地においても起きています。大家族から核家族へ、更には1人住まいも珍しくなく、時として空家状態にもなっているのが現状です。

このため、人口減少が顕著になった状況を直視すれば、浄化槽の設置容量と居住人数の乖離は進むばかりです。また、法令に定められた「保守点検・清掃・定期検査」に関する規則は、上記のような社会状況の変化に対応できていないことから、ここに、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に関する条文を社会状況の変化に対応した内容への改訂を強く願うものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成28年 月 日

茨城県笠間市議会
議長 藤枝 浩

提出先：環境大臣、
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室